

令和7年6月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年6月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	東京シティ観光株式会社（法人番号：7010701011338） 代表者 森田 廣治
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都品川区東大井1-8-5 (大井営業所) 東京都大田区東海5-5-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 160日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年7月29日及び令和6年8月9日、定期的な監査を実施。8件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(3)疾病のおそれのある運行の業務(運輸規則第21条第5項)、(4)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項、第2項、第3項)、(5)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 16点 当該事業者の累積点数 16点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)